



～市民の憩いの場～

利用料 無料

「なごみ茶ろん」をオープンしました

市では、日ごろ外出することが少なくなりがちな高齢者を中心に市民誰もが、気軽に立ち寄れる憩いの場「なごみ茶ろん」をオープンしました。
みなでお茶を飲んだり、おしゃべりして、楽しい時間を過ごしませんか？
皆様のご来場をお待ちしています。



- ▶ **期 間** 平成 28 年 3 月 31 日（木）まで（予定）※年末年始は休み
- ▶ **時 間** 9 時～ 18 時（時間内であればいつでも利用できます）
- ▶ **場 所** 旧まちのお休み処「万町」（万町商店街内）
- ▶ **利用料** 無料（お茶など飲み物は用意しますが、食事の提供はありません）
※おやつなどの持ち込みは自由です

▶ 問い合わせ先 福祉課地域福祉班（☎ 63-1111 内線 277）



～なくそう児童虐待 気づこう子どもの SOS～

11 月は「児童虐待防止推進月間」です



児童虐待とは

しつけと虐待は違います。

子どもが耐え難い苦痛を感じれば、それは虐待です。保護者が子どものためだと考えても、過剰な教育や厳しいしつけによって、子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、子どもにとって有害な行為です。

虐待は、親の立場よりも子どもの立場で判断することが大切です。

まずお電話を

虐待に気づいたり、悩んだりしたらまずは電話してください。

あなたの連絡や相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。



- ・虐待を受けたと思われる子どもがいたら
- ・自身が出産や子育てに悩んだら
- ・子育てに悩む親がいたら

児童虐待の定義

- ① **身体的虐待**…殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- ② **性的虐待**…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ③ **ネグレクト**…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- ④ **心理的虐待**…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

児童虐待や子育てに関する相談・連絡先

・児童相談所全国共通 3 桁ダイヤル

いち
1

はや
8

く
9

- ・島原市家庭児童相談室（☎ 63-7750）
- ・こども課こども家庭班（☎ 63-1111 内線 279）
- ・市保健センター（☎ 64-7713）